

那覇市公報

第 1 3 9 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 那覇市排水設備工事店の新規指定について（都市施設管理センター）………… 523
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（都市施設管理センター）………… 524
- 市道路線の区域決定及び供用開始について（都市施設管理センター）………… 525
- 歩行者専用道路の指定について（都市施設管理センター）…………… 533
- 市道路線の区域変更及び供用開始について（都市施設管理センター）………… 535

公 告

- 那覇広域都市計画事業小禄南土地地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び選挙人名簿の縦覧について（小禄南区画整理事務所）…………… 537

選挙管理委員会告示

- 期日前投票所について…………… 537
- 期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について… 538
- 投票所について…………… 539
- 投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について…………… 539
- 投票所開始時刻の繰下げについて…………… 540
- 開票の場所及び日時について…………… 540
- 開票管理者及びその職務代理者について…………… 541
- 開票立会人のくじを行う日時、場所について…………… 541
- 在外選挙人名簿登録者の抹消について…………… 542

○ 選挙人名簿登録の抹消について	542
○ 直接請求に要する選挙権を有する者の数について	543
○ 那覇市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示	543

公平委員会規則

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	544
----------------------------------	-----

正 誤

○ 那覇市公報第 1 2 6 0 号の正誤 (都市施設管理センター)	544
○ 那覇市公報第 1 2 9 1 号の正誤 (都市施設管理センター)	544
○ 那覇市公報第 1 3 1 7 号の正誤 (都市施設管理センター)	545

告 示

那覇市告示第36号

平成16年8月30日

掲 示 済

那覇市排水設備工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、別紙のとおり新規指定したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

指定番号356号

工事店名

有限会社 玉栄冷機住設

所在地

具志川市字江洲1番地5

代表者名

玉 榮 秀 光

有効期間

自 平成16年4月23日

至 平成21年3月31日

指定番号357号

工事店名

シンキ設備

所在地

北中城村字島袋307番地

代表者名

知 花 進

有効期間

自 平成16年5月31日

至 平成21年3月31日

指定番号358号

工事店名

有限会社 サン冷熱

所在地

那覇市字大道173番地 202号

代表者名

中 村 健 也

有効期間

自 平成16年6月8日

至 平成21年3月31日

指定番号359号

工事店名

有限会社 山 商

所在地

具志川市字赤道543番地1

代表者名

山 下 富 仁

有効期間

自 平成16年7月16日

至 平成21年3月31日

指定番号361号

工事店名

有限会社 幸南設備工業

所在地

沖縄市室川2丁目10番14号

代表者名

幸 喜 政 明

有効期間

自 平成16年7月27日

至 平成21年3月31日

指定番号 3 6 2 号	
工事店名	有限会社 クラウン工業
所在地	沖縄市字宮里474番地2
代表者名	仲田廣三
有効期間	自 平成 1 6 年7月27日 至 平成 2 1 年 3 月 3 1 日
指定番号 3 6 3 号	
工事店名	山城設備
所在地	糸満市字大里25番地
代表者名	山 城 幸 雄
有効期間	自 平成16年8月3日 至 平成21年3月31日
指定番号 3 6 4 号	
工事店名	株式会社 設備技研
所在地	沖縄市美里2丁目13番33号
代表者名	平 良 智
有効期間	自 平成16年8月19日 至 平成21年3月31日

那覇市告示 第 3 7 号
平成 1 6 年 8 月 3 0 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条 2 項4号に基づき、別紙のとおり異動があるので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

指定番号 191号	
工事店名	有限会社 水貴建設
所在地	那覇市長田2丁目26番26号
代表者名	新 垣 起 則
異動年月日	平成16年4月20日
異動事由	代表者変更

指定番号	231号
工事店名	有限会社 ライト設備
所在地	宜野湾市大謝名3丁目13番11号
代表者名	玉 城 健 一
異動年月日	平成16年6月1日
異動事由	所在地の移転
指定番号	202号
工事店名	株式会社 石川電設
所在地	那覇市首里首里山川町2丁目61番地 7
代表者名	石 川 美保子
異動年月日	平成16年7月5日
異動事由	代表者変更
指定番号	261号
工事店名	那覇衛生設備
所在地	南風原町字津嘉山1605番地 2
代表者名	仲 里 盛 智
異動年月日	平成16年8月4日
異動事由	工事店名変更

那覇市告示第 3 8 号
平成 1 6 年 9 月 3 日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、
本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター
(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定をする路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1942	上之屋11号	字天久天久原151 字上之屋上之屋原 284-2	70.2	6.0	
1943	上之屋12号	字上之屋上之屋原286 字天久東原219	130.9	6.0	
1944	上之屋13号	字上之屋上之屋原 295-1 字上之屋上之屋原 295-1	68.6	6.0	
1945	上之屋14号	字上之屋上之屋原261 泊2丁目28-2	87.3	6.0	
1946	上之屋15号	字天久東原219 字上之屋上之屋原 295-1	131.9	6.0	
1947	上之屋16号	字上之屋上之屋原 222-2 泊2丁目48	322.2	6.0	
1948	上之屋17号	字上之屋上之屋原 221-1 字上之屋上之屋原 206	258.8	6.0	
1949	上之屋18号	字上之屋上之屋原201 泊1丁目39	234.6	6.0	
1951	上之屋20号	字天久東原230-3 字上之屋後苗代原145	240.3	6.0	
1956	上之屋25号	字上之屋後苗代原 98-3 字上之屋泊後原181	86.5	6.0	
1957	上之屋26号	字上之屋泊後原176-1 字上之屋泊後原190-3	293.9	6.0	
1958	上之屋27号	字上之屋泊後原190-3 泊1丁目59-2	86.2	6.0	
1959	上之屋28号	字上之屋泊後原187 字上之屋泊後原174-2	111.7	6.0	
1960	上之屋29号	字上之屋上之屋原 275-4 字上之屋上之屋原279	34.7	4.0	歩行者専用道 路
1961	上之屋30号	字天久天久原152 字上之屋上之屋原294	65.5	4.0	歩行者専用道 路
1962	上之屋31号	字上之屋上之屋原 295-1 字上之屋上之屋原217	40.5	4.0	歩行者専用道 路
1963	上之屋32号	字上之屋上之屋原218 字上之屋上之屋原 226-2	48.7	4.0	歩行者専用道 路

1964	上之屋33号	字上之屋上之屋原 226-2 字上之屋上之屋原 226-2	12.8	4.0	歩行者専用道 路
1965	上之屋34号	字上之屋上之屋原215 字上之屋上之屋原201	30.0	4.0	歩行者専用道 路
1966	上之屋35号	字上之屋泊後原192-4 字上之屋泊後原 192-10	36.6	4.0	歩行者専用道 路
1967	上之屋36号	泊1丁目44-4 字上之屋泊後原192	38.2	4.0	歩行者専用道 路
1968	上之屋37号	字上之屋泊後原191 字上之屋泊後原181	135.4	4.0	歩行者専用道 路
1977	泊43号	泊2丁目37 泊2丁目36-2	33.4	7.0	
1978	泊44号	泊1丁目46 字上之屋後苗代原94	325.6	6.0	
1979	泊45号	泊1丁目64 泊1丁目3	18.4	4.0	歩行者専用道 路
1877	天久44号	字天久東原292-1 字天久天久原149	409.0	9.0	
1893	天久60号	字天久東原155 字天久東原219	35.0	4.0	歩行者専用道 路

2 供用開始をする路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1941	上之屋10号	字天久天久原141-1 字上之屋上之屋原199	436.9	9.0	
1941	上之屋10号	字天久天久原137 字天久天久原141-1	39.1	1.5	歩道部 (右側)
1942	上之屋11号	字天久天久原151 字上之屋上之屋原 284-2	70.2	6.0	
1943	上之屋12号	字上之屋上之屋原286 字天久東原219	130.9	6.0	
1944	上之屋13号	字上之屋上之屋原 295-1 字上之屋上之屋原 295-1	68.6	6.0	
1945	上之屋14号	字上之屋上之屋原261 泊2丁目28-2	87.3	6.0	

1946	上之屋15号	字天久東原219 字上之屋上之屋原 295-1	131.9	6.0	
1947	上之屋16号	字上之屋上之屋原 222-2 泊2丁目48	322.2	6.0	
1948	上之屋17号	字上之屋上之屋原 221-1 字上之屋上之屋原206	258.8	6.0	
1949	上之屋18号	字上之屋上之屋原201 泊1丁目39	234.6	6.0	
1950	上之屋19号	字天久東原231-1 字天久東原219	287.9	9.0	
1950	上之屋19号	字上之屋後苗代原49 字天久東原231-1	431.5	1.5	歩道部 (左側)
1951	上之屋20号	字天久東原230-3 字上之屋後苗代原145	240.3	6.0	
1956	上之屋25号	字上之屋後苗代原 98-3 字上之屋泊後原181	86.5	6.0	
1957	上之屋26号	字上之屋泊後原176-1 字上之屋泊後原190-3	293.9	6.0	
1958	上之屋27号	字上之屋泊後原190-3 泊1丁目59-2	86.2	6.0	
1959	上之屋28号	字上之屋泊後原187 字上之屋泊後原174-2	111.7	6.0	
1960	上之屋29号	字上之屋上之屋原 275-4 字上之屋上之屋原279	34.7	4.0	歩行者専用道 路
1961	上之屋30号	字天久天久原152 字上之屋上之屋原294	65.5	4.0	歩行者専用道 路
1962	上之屋31号	字上之屋上之屋原 295-1 字上之屋上之屋原217	40.5	4.0	歩行者専用道 路
1963	上之屋32号	字上之屋上之屋原218 字上之屋上之屋原 226-2	48.7	4.0	歩行者専用道 路
1964	上之屋33号	字上之屋上之屋原 226-2 字上之屋上之屋原 226-2	12.8	4.0	歩行者専用道 路
1965	上之屋34号	字上之屋上之屋原215 字上之屋上之屋原201	30.0	4.0	歩行者専用道 路
1966	上之屋35号	字上之屋泊後原192-4 字上之屋泊後原 192-10	36.6	4.0	歩行者専用道 路

1967	上之屋36号	泊1丁目44-4 字上之屋泊後原 192	38.2	4.0	歩行者専用道 路
1968	上之屋37号	字上之屋泊後原191 字上之屋泊後原181	135.4	4.0	歩行者専用道 路
1977	泊43号	泊2丁目37 泊2丁目36-2	33.4	7.0	
1979	泊44号	泊1丁目46 字上之屋後苗代原94	325.6	6.0	
1979	泊45号	泊1丁目64 泊1丁目3	18.4	4.0	歩行者専用道 路
1877	天久44号	字天久東原292-1 字天久天久原149	409.0	9.0	
1893	天久60号	字天久東原155 字天久東原219	35.0	4.0	歩行者専用道 路
1796	銘苅泊線	字天久東原236-2 泊1丁目46	361.3	12.0	
1796	銘苅泊線	字天久東原293-3 字天久東原231-1	119.3	2.5	歩道部 (右側)
1878	天久45号	字天久東原198 字天久東原205	33.2	9.0	
17	久茂地泊線	泊2丁目23-9 泊1丁目39-3	26.3	11.1	

市道路線の区域決定位置図



市道路線の供用開始位置図



市道路線の供用開始位置図 (歩道部)



那覇市告示第 3 9 号

平成 1 6 年 9 月 3 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 7 項第 3 項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のとおり指定する。

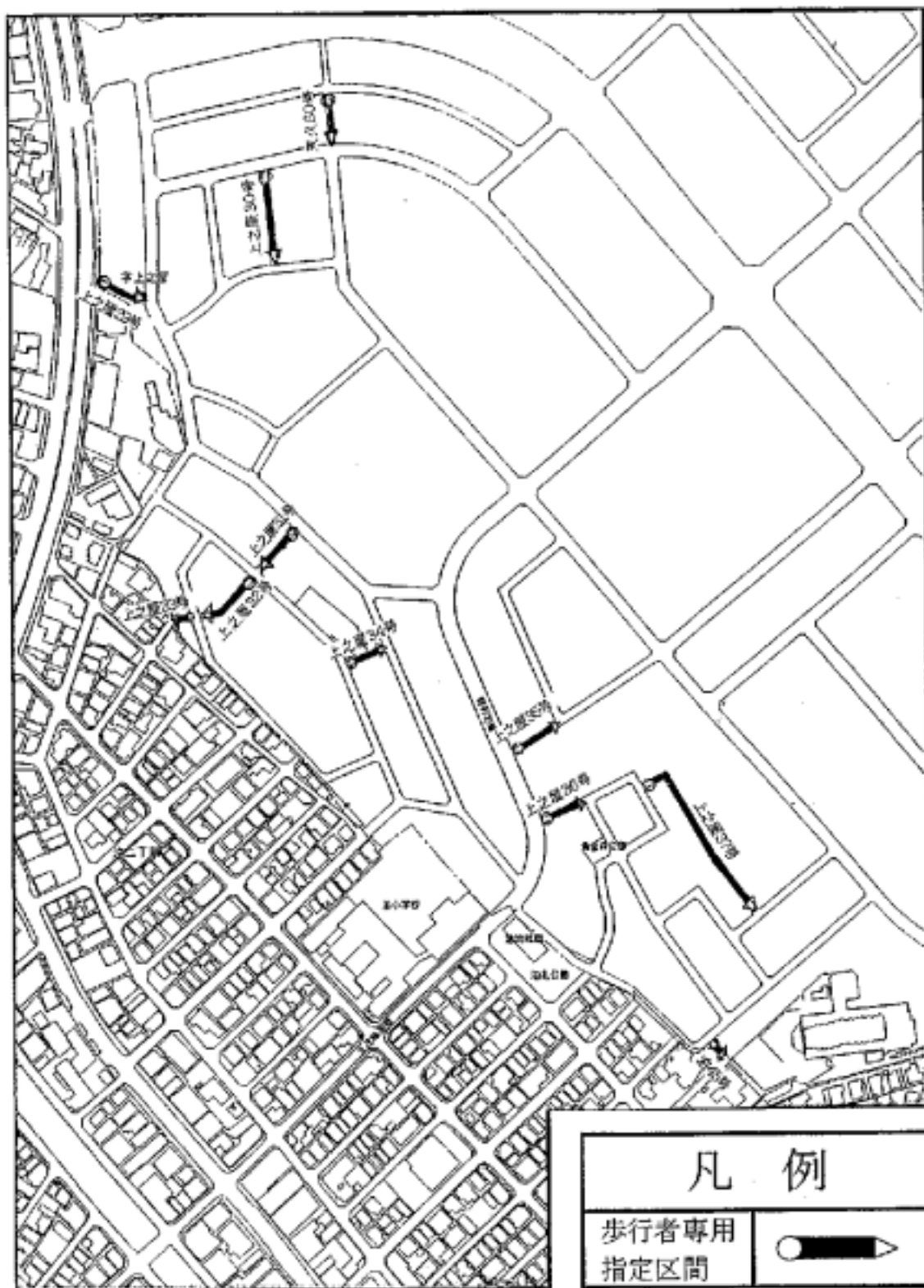
その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
1960	上之屋29号	字天久天久原152 字上之屋上之屋原294
1961	上之屋30号	字天久天久原152 字上之屋上之屋原294
1962	上之屋31号	字上之屋上之屋原295-1 字上之屋上之屋原217
1963	上之屋32号	字上之屋上之屋原218 字上之屋上之屋原226-2
1964	上之屋33号	字上之屋上之屋原226-2 字上之屋上之屋原226-2
1965	上之屋34号	字上之屋上之屋原215 字上之屋上之屋原201
1966	上之屋35号	字上之屋泊後原192-4 字上之屋泊後原192-10
1967	上之屋36号	泊1丁目44-4 字上之屋泊後原192
1968	上之屋37号	字上之屋泊後原191 字上之屋泊後原181
1979	泊45号	泊1丁目64 泊1丁目3
1893	天久60号	字天久東原155 字天久東原219

歩行者専用道路指定位置図



那覇市告示第 4 0 号

平成 1 6 年 9 月 3 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更及び供用開始をする。

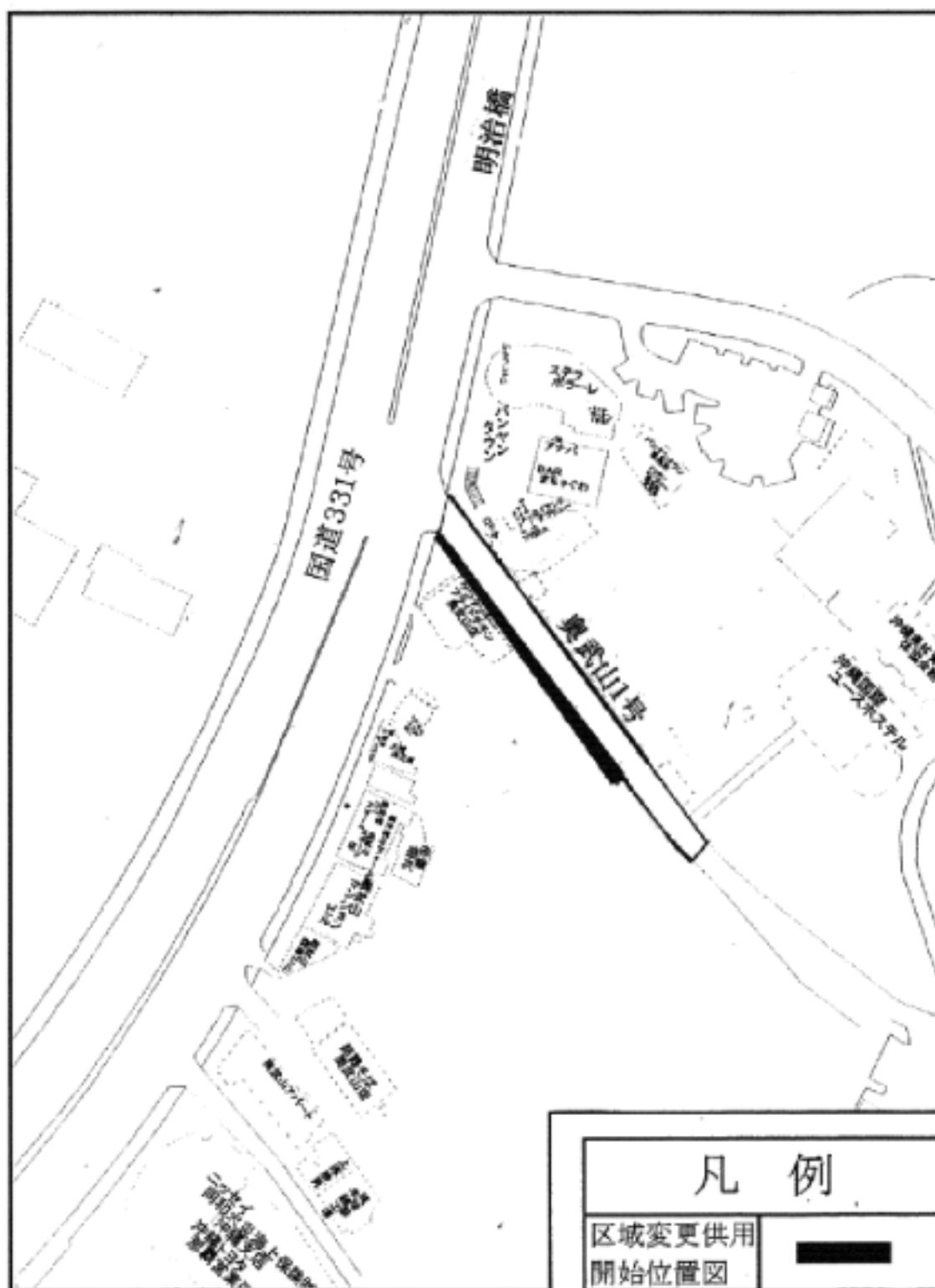
その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域の変更及び供用の開始をする路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1771	奥武山1号	新	奥武山町46番 奥武山町27番10	114.4	7.3 ~ 11.0	幅員の変更
		旧	奥武山町46番 奥武山町27番10	114.4	7.3	

市道路線の区域変更及び供用開始位置図



公 告

那覇市公告第 39 号

平成 16 年 9 月 3 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 58 条第 1 項の規定による那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員の選挙期日を平成 16 年 12 月 19 日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により公告する。

なお、この選挙について同令第 20 条の規定により作成する選挙人名簿を、下記のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 縦覧期間 平成 16 年 10 月 12 日(火)から平成 16 年 10 月 25 日(月)まで
- 2 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 閲覧場所 那覇市字宇栄原 1035 番地
那覇市都市計画部 小禄南区画整理事務所（小禄支所 2 階）
電話：098-858-9112

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 40 号

平成 1 6 年 7 月 2 7 日

掲 示 済

期日前投票所について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票所の場所及び期間を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

1 期日前投票所

投票所に充てる施設の名称	所在地	期間
那覇市選挙管理委員会 (新都心銘苅庁舎2階)	銘苅2丁目3番1号	平成16年7月28日 ～8月4日 午前8時30分～午後8時

那覇市選挙管理委員会告示第41号
平成16年7月27日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について

平成16年8月5日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票の投票管理者又はその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城 勝 夫

期日前投票管理者

氏名	住所	期間
大城 清	省 略	平成16年7月28日 ～8月4日 午前8時30分 ～午後8時

期日前職務代理者

氏名	住所	期間
屋良 和男	省 略	平成16年7月28日 ～8月4日 午前8時30分 ～午後8時

那覇市選挙管理委員会告示第 42 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

投票所について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の投票所の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投票区	投票所に充てる施設の名称	所在地
那覇市	那覇市新都心銘苅庁舎 2 階 IT 会議室	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第 4 3 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の住所及び氏名等について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
那覇市	屋良 和男	省 略	大城 清	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第 4 4 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

投票所開始時刻の繰下げについて

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の投票所の開始及び閉鎖時刻を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投票区	投票所	投票所を開く時間	投票所を閉じる時間	備 考
那覇市	那覇市新都心銘苅庁舎 2 階 IT 会議室	午後 2 時	午後 8 時	繰下げ 7 時間

那覇市選挙管理委員会告示第 45 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 場所 那覇市新都心銘苅庁舎 2 階 IT 会議室
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- 2 日時 平成 1 6 年 8 月 5 日 (木)
午後 8 時開始

那覇市選挙管理委員会告示第 46 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

開票管理者及びその職務代理者について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投票区	開票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
那覇市	屋良和男	省 略	大城 清	省 略

那覇市選挙管理委員会告示第 47 号
平 成 1 6 年 7 月 2 7 日
掲 示 済

開票立会人のくじを行う日時、場所について

平成 1 6 年 8 月 5 日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人として届け出のあった者が 1 0 人を超える場合のくじを行う日時、場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

1 場 所 那覇市選挙管理委員会
(新都心銘苅庁舎 2 階)
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

2 日 時 平成 1 6 年 8 月 2 日 (月) 午後 5 時 3 0 分

那覇市選挙管理委員会告示第 52 号
平成 1 6 年 9 月 2 日
掲 示 済

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会
委員長 大 城 勝 夫

氏 名	抹消年月日	抹 消 の 理 由
比 嘉 清 美	平成 1 6 年 9 月 2 日	国内に住民票が作成された 日後 4 ヶ月を経過

那覇市選挙管理委員会告示第 53 号
平成 1 6 年 9 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 赤嶺 耕也 他 1, 8 6 7 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 1 6 年 4 月 1 日から同年 4 月 3 0 日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 1, 8 6 8 名（男 1, 0 3 1 名 女 8 3 7 名）

那覇市選挙管理委員会告示第 54 号

平成 1 6 年 9 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- | | | |
|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 | 4 , 7 3 7 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 7 8 , 9 4 4 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 3 9 , 4 7 2 人 |

那覇市選挙管理委員会告示第 55 号

平成 1 6 年 9 月 2 日
掲 示 済

那覇市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示

那覇市議会議員において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 3 条第 3 項の規定により、補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第 1 4 3 条第 1 9 項第 6 号及び第 1 9 9 条の 5 第 4 項第 6 号の規定により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第 2 号

平成 16 年 8 月 17 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和47年那覇市公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「技幹」の次に「、秘書広報課秘書事務担当主査、人事課人事係長、人事課人事担当主査、人事課給与係長、人事課給与担当主査、経営企画室組織定員担当主査」を加え、同表教育委員会の項中「技幹」の次に「、総務課組織定員担当主査、総務課給与担当主査、総務課人事担当主査」を加え、同表備考中14を削り、15を14とする。

付 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第 1 2 6 0 号の正誤

平成 1 0 年 1 0 月 1 5 日付け那覇市公報第 1 2 6 0 号の那覇市告示第 6 5 号について次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
512	左上から 1 8 行目	1 , 9 8 0 . 0	1 , 6 9 6 . 5

○那覇市公報第 1 2 9 1 号の正誤

平成 1 2 年 3 月 1 日付け那覇市公報第 1 2 9 1 号の那覇市告示第 1 0 2 号につい

て次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
400	左上から 3 2 行目	5 0 8 . 0	5 5 4 . 0

○那覇市公報第 1 3 1 7 号の正誤

平成 1 3 年 4 月 1 6 日付け那覇市公報第 1 3 1 7 号の那覇市告示第 1 2 2 号について次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
75	右上から 3 2 行目	5 0 0 . 9	5 4 3 . 9